

# 学 則

学校法人ひらた学園  
I W A D環境福祉リハビリ専門学校

# I W A D 環境福祉リハビリ専門学校学則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 (目的) 本校は、「学校教育法」及び「教育基本法」に基づき、環境と福祉・医療に関する専門知識や技術を修得し、良き職業人としての実力の錬成につとめ、地域社会に貢献できる人材育成を目的とする。

## 第 2 章 名称及び位置

第 2 条 (名称) I W A D 環境福祉リハビリ専門学校  
(位置) 広島県広島市南区比治山本町 1 4 番 2 2 号

## 第 3 章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

第 3 条 本校の課程、学科、修業年限、定員は次のとおりとする。

### 1. 学科・修業年限・定員

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数
昼	文化・教養 専門課程	みどりの環境学科	2 年	3 0	6 0	2
昼	農業専門課程	農園芸学科	2 年	2 0	4 0	2
昼	教育・社会福祉 専門課程	人間総合福祉学科	2 年	6 5	1 3 0	4
昼	医療専門課程	リハビリテーション学科	3 年	3 5	1 0 5	3
夜				3 5	1 0 5	3
合計				1 8 5	4 4 0	1 4

2. 修業年限を超えて在学する場合は、4 年を超えて在学することはできない。但し、リハビリテーション学科は、6 年とする。

第 4 条 (学年・学科の終始期) 本校の学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。学年を前期・後期に分けて、原則 2 期制とする。  
1 年の授業日数は、定期試験等の日数を含め 3 0 週にわたり 2 1 0 日を原則とする。

第 5 条 本校の休業日は、次のとおりとする。  
日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日とする。なお、夏季休暇等は別に定める。

前項にかかわらず、学校長が必要ありと認めた場合は、臨時に授業日、あるいは休業日を変更することができる。

#### 第 4章 履修方法及び課程修了認定

第 6条 本校の教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

第 7条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

昼夜別等	始業時刻	終業時刻
昼	9 : 2 0	1 6 : 3 0
夜	1 8 : 0 0	2 1 : 1 0

第 8条 本校の授業の方法及び単位数の計算方法は、次のとおりとする。

1. 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
2. 教育上有益と認める場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
3. 各授業の単位数は、次の基準により計算するものとする。
  - (1) 講義については、15時間から30時間までの範囲で、本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 演習及び実習については、30時間から45時間までの範囲で、本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

第 9条 本校の単位認定の方法は、次のとおりとする。

1. 学生が各授業科目について規定時数の3分の2以上出席し、試験に合格した者に対して所定の単位を与える。合格者に対して当該科目の履修を認定する。
2. 試験は毎年2回学期の終わりに施行する。ただし、教科の性質によっては他の方法をもって試験にかえることができる。
3. 実習科目については、その出席時間数が5分の4以上である者に対して実習の成績によって履修を認定する。  
(但し、介護実習及び保育実習、理学・作業療法実習は全時間数出席のこと)
4. 試験等（追試験・再試験含む）については、学生便覧に定める。

第10条 本校において取得できる資格は学生便覧に定める。

第11条 本校に2年以上在学し、第6条に規定された所定の単位を取得した者には、卒業証書授与する。  
(但し、卒業式までに納付金等未納の者については、卒業は認めないものとする。)

## 第 5 章 職員組織に関する事項

第 1 2 条 本校に下記職員を置く。  
学校長・副校長・教員・事務職員・その他職員（学校医）

第 1 3 条 本校の事務を処理するために、事務局をおく。

第 1 4 条 本校の職制に関しては、別にこれを定める。

## 第 6 章 入学・退学・休学・復学・転学に関する事項

第 1 5 条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

1. 高等学校を卒業した者
2. 学校教育法第 56 条第 1 項に定める大学の入学資格を有する者
3. 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者
4. その他専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者  
（介護福祉学科及びリハビリテーション学科を除く）

第 1 6 条 入学及び進級の時期は、学年の始めとする。

第 1 7 条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

1. 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
2. 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
3. 本校に入学許可された者は、入学許可の日から 20 日以内に第 1 9 条に定める入学金・授業料・施設設備費・委託実習費を添えて手続きをとらなければならない。  
（但し、事情がある場合には、所定の手続きをしたうえで、分納（前期、後期）を許可する。）

第 1 8 条 疾病その他やむを得ない事由のため、1 週間以上休学する場合は、その事由を記載した書類を提出して、校長の許可を受けなければならない。

2. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

第 1 9 条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

第 2 0 条 本校は、転入学および編入学についてこれを許可しないものとする。

## 第 7 章 入学金、授業料、その他学資に関する事項

第 2 1 条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

(1) みどりの環境学科

受験料	10,000円
入学金	100,000円
授業料(年間)	650,000円
施設設備費等(年間)	120,000円
実技実習費(年間)	110,000円～230,000円

(2) 農園芸学科

受験料	10,000円
入学金	100,000円
授業料(年間)	650,000円
施設設備費等(年間)	120,000円
実技実習費(年間)	110,000円

(3) 人間総合福祉学科

受験料	10,000円
入学金	100,000円
授業料(年間)	490,000円～650,000円
施設設備費等(年間)	60,000円～100,000円
実技実習費(年間)	130,000円～150,000円

(4) リハビリテーション学科

受験料	20,000円
入学金	200,000円
授業料(年間)	800,000円～860,000円
施設設備費等(年間)	180,000円
実験実習費(年間)	200,000円

第 2 2 条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 学生が休学した時は、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料等を免除することがある。
3. 特別の事由のある場合には、別に定めるところにより、授業料等の全部又は一部を減免することがある。

第 2 3 条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料等を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは除籍になることがある。

第 2 4 条 入学手続き完了後、すでに納入した授業料、入学金及び入学検定料その他、原則として返還しないが、入学合格者本人から入学年の3月31日までに入学辞退の

意思表示及び書面（氏名、住所、保証人氏名、取消し理由を記入し、自署押印）で届出があった場合については、入学金及び入学検定料を除く納付金を還付する。

## 第 8 章 寄宿舍および学生の健康面に関する事項

第 25 条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に細則で定める。

第 26 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより、実施する。

第 27 条 本校に保健室をおく。

## 第 9 章 賞罰に関する事項

第 28 条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒賞することがある。

第 29 条 学生がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、学生としての本分にもとる行為があったときは懲戒処分を行なうことがある。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3. 退学は、次の各号の 1 に該当する学生に対して行なうものとする。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第 10 章 附帯事業

第 30 条 本校の附帯事業は次の通りとする。

学 科 名	就学期間	修業時間	総定員	備考
介護職員初任者研修	8 ヶ月以内	1 3 0	2 0	夜間・土日含む
介護技術講習会	4 日間以上	3 2	1 6	午後・土日含む
介護技術講習主任指導者養成講習会	2 日間	1 6	1 0	午後・土日含む
介護技術講習指導者養成講習会	2 日間	1 6	1 0	午後・土日含む
実務者教員講習会	7 日間	5 0	1 0	午後・土日含む
福祉用具専門相談員	4 日間	3 2	1 0	午後・土日含む
ガイドヘルパー養成講座	3 日間	2 4	1 5	休校日
介護福祉士受験対策講座	4 日間	2 4	6 0	休校日
離職者教育訓練（農園芸生産科）	6 ヶ月	7 0 0	2 0	09：20～16：10
園芸療法入門講座	3 ヶ月	2 4	1 5	夜間・土日含む

アロマセラピスト講座	3ヶ月	24	15	夜間・土日含む
CAD入門講座	3ヶ月	24	15	夜間・土日含む
ガーデニング講座	3ヶ月	24	15	夜間・土日含む

2. 附帯事業の授業料等は、別に定める。
3. 本科生と訓練生で、学則及び学科目の履修・学生心得等において本科生と異なる事項については別に定める

### 第11章 個人情報に関する事項

第31条 本校では、本校運営において知り得た学生の個人情報については、本校運営以外に使用しない。

2. 卒業後、卒業学生の個人情報は本校によって管理されるが、当該卒業生の許可なく他者に公表されることはない。
3. 退学者の個人情報は、適切に処理する。

#### 附則

- 1 この学則は平成15年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
- 3 平成18年4月1日改訂
- 4 平成20年4月1日改訂
- 5 平成22年4月1日改訂
- 6 平成23年4月1日改訂
- 7 平成24年4月1日改訂
- 8 平成25年4月1日改訂
- 9 平成27年4月1日改訂
- 10 平成28年4月1日改訂
- 11 平成29年4月1日改訂
- 12 平成29年10月30日改訂